

【新設】（経営の管理又は指導等に係る役務提供の例示）

17-3-10 規則第59条の2第1項第2号ロの役務の提供には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

- (1) 経営に関し、事業計画の策定、業績管理又は内部管理体制の整備について助言又は指導を行うもの
- (2) 人事、労務、法務、財務その他の業務運営に関し、専門的知識又は経験に基づき支援を行うもの
- (3) 事業運営に資する情報を、定期的又は組織的に提供するもの

(注) 1 株主又は出資者としての地位に基づき行われる活動であって、専らその地位に基づいて行われ、役務の提供として対価の授受を予定していないものは、通常、同号ロに掲げる役務の提供には当たらない。

2 17-3-9《費用分担等に係る事業活動の例示》のなお書の取扱いは、同号ロに掲げる役務の提供について準用する。

【解説】

- 1 本通達は、法人税法施行規則第59条の2第1項第2号ロ《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》に規定する経営の管理若しくは指導又は事業運営に資する情報の提供その他の役務の提供について、その代表的な例を明らかにしたものである。
- 2 本特例においては、関連者取引に関して受領し、又は作成した取引関係書類に、必要記載事項の記載又は記録がない場合には、特定事項記載書類の取得又は作成及び保存等を行わなければならないこととされている。このうち、同号ロは、同号イに掲げる費用分担等に係る事業活動を除き、関連者がその有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づいて行う経営の管理又は指導、情報の提供その他の役務の提供を対象としている（規59の2①ニロ）。
- 3 近年、企業グループにおいて、経営企画、人事、法務、財務、内部統制等の管理機能を親会社、地域統括会社又はグループサービスセンター（シェアードサービスを行う会社等）に集約し、これらの機能を通じてグループ各社に対して継続的な役務の提供を行う例が広くみられる。また、経営分析資料、経営指標、業界動向その他事業運営上有用な情報を一元的に収集し、又は分析してグループ各社に継続的に提供することも一般的となっている。このような役務については、請求書等には「経営指導料」、「マネジメントフィー」、「サービスフィー」、「管理費」、「運営支援料」等の抽象的な表示しかないことも少なくなく、実際にどのような支援が行われたのか、また、その対価の額の計算方法を取引関係書類のみから把握することが困難な場合がある。このように、同号ロは関連者がその有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づいて行う経営の管理若しくは指導、情報の提供その他の役務の提供を対象とするものであるが、当該役務の提供には様々なものが含まれ得ることから、本通達においては、同号ロの対象となる代表的な役務の提供の例を示し、その対象範囲を明らかにしている。

- 4 同号ロの対象となる役務の提供としては、役務提供者が有する産業、商業若しくは学術に関する知識経験に基づき行われる経営に関する助言若しくは指導、人事、労務、法務、財務その他の業務運営に係る支援又は事業運営に資する情報の提供などがある。本通達(1)は経営に関する助言又は指導を、本通達(2)は人事、労務、法務、財務その他の業務運営に係る支援を、本通達(3)は事業運営に資する情報の提供を、それぞれ代表的な例として示したものである。
- (1) 本通達(1)（経営に関する助言又は指導）は、経営に関し、事業計画の策定、業績管理又は内部管理体制の整備について助言又は指導を行う役務を例示している。例えば、グループ全体の経営戦略の策定支援、中期経営計画の策定支援、経営指標の設定及び管理、予算管理、内部統制体制の構築又はリスク管理体制の整備に係る助言若しくは指導等がこれに該当する。
- (2) 本通達(2)（人事、労務、法務又は財務に係る支援）は、人事、労務、法務、財務その他の業務運営に関し、専門的知識又は経験に基づき支援を行う役務を例示している。例えば、人事制度の設計、人材育成制度の策定、労務管理体制の構築、法的リスクに関する助言、契約管理体制の整備、資金調達方針の策定、グループ資金管理又は財務分析等がこれに該当する。
- (3) 本通達(3)（事業運営に資する情報の提供）は、事業運営に資する情報を定期的又は組織的に提供する役務を例示している。例えば、業界動向、市場分析、法令改正情報その他事業運営上有用な情報を定期的又は組織的に収集し、提供する役務がこれに該当する。
- 5 本通達注書 1（株主活動との関係）は、株主又は出資者としての地位に基づいて行われる活動と同号ロに規定する役務の提供との関係を明らかにしたものである。株主又は出資者は、その出資先の状況を把握し、投資価値の維持又は向上を図る観点から各種の活動を行うことがある。しかしながら、そのような活動のうち、専ら株主又は出資者としての地位に基づいて行われるものであって、役務の提供として対価の授受を予定していないものについては、通常、同号ロの役務の提供には当たらない。このような考え方は、移転価格税制における株主活動に係る取扱いとも整合的であり、OECD 移転価格ガイドラインや我が国の企業グループ内役務提供に係る取扱い（平成 13 年 6 月 1 日付査調 7－1 他 3 課合同「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」 3－10《企業グループ内における役務提供の取扱い》）においても、専ら株主としての地位に基づいて行われる活動については、通常、役務提供として取り扱われていない。もっとも、親会社が行う活動であっても、その実質がグループ会社に対する経営支援、助言、指導又は情報提供であり、役務被提供者に便益が認められるものである場合には、単に親会社が行ったという理由のみをもって株主活動に該当するものではないことに留意する必要がある。
- 6 本通達注書 2 は、法人税基本通達 17－3－9《費用分担等に係る事業活動の例示》のなお書の取扱いを同号ロに掲げる役務の提供について準用することを明らかにしたものである。同号ロに掲げる役務の提供については、複数の役務が一体として提供されるため、請求書その他の取引関係書類において、その対価が管理費、マネジメントフィーその他の名目により包括的に記載されていることも少なくない。例えば、人事、法務、財務又は情報提供に係るサービスについては、複数の役務が組み合わされて提供されることが一般的であり、請求書その他の取引関係書類において個々の役務ごとの費用が明確に区分されていない場合もある。しかしながら、本特例は、請求書その他の取引関

係書類における記載の形式によってその適用の有無を判断するものではなく、実質的に同号ロに規定する役務の提供が行われているかどうかに着目して判断するものである。したがって、個々の役務ごとの費用が明確に区分されていない場合であっても、そのことのみをもって同号ロの対象外となるものではなく、その該当性は実際に提供された役務の内容その他の実態に照らして判断することとなる。